

（仮称）子ども条例における子どもの救済機関について

【一般的な子どもの救済機関について】

総合条例として、すでに子ども条例が制定されている自治体については、子どもの権利が侵害されたときの相談・救済を行う機関について、制度が定められている場合がある。以下に制度を定めている自治体を記載する。

自治体名	救済機関等名称（通称）	制度の設置根拠
世田谷区	せたがやホッと子どもサポート	世田谷区子ども条例 第15条、第16条
松本市	こころの鈴	松本市子どもの権利に関する条例 第16～18条
豊田市	子どもの権利相談室	豊田市子ども条例 第21条、第22条

※その他、目黒区「めぐろ はあと ネット」、川崎市「人権オンブズパーソン」、札幌市「子どもアシストセンター」等

一般的な子どもの救済機関の役割としては、主に以下のとおり。

- ・子どもの権利侵害について、子ども等から相談を受け、解決のために助言や支援を行う。
- ・救済の申し立てを受けて、事実調査や関係者間の調整を行う。
- ・権利侵害を受けている子どもについて、緊急を要する場合に、救済のため事実調査や関係者間の調整を行う。
- ・調査や調整の結果により、該当する機関への勧告（市の機関以外については「是正要請」）または制度等の改善のための「意見表明」を行う。
- ・勧告（「是正要請」）または「意見表明」を受けたものに対し、改善状況等の報告を求める。

など